売 店 運 営 規 程

（目的）
第１条　本規程は、川西市立緑台中学校 PTA 規約第２５条に基づき、売店の運営管理に関して定めることを目的とする。

（運営内容）
第２条　生徒及び保護者、教職員への教材、学習用品、学校生活用品の廉価提供を行う。
２　運営内容は、必要に応じて、購買委員会と売店スタッフで協議する。

（売店スタッフの設置）
第３条　売店での販売や仕入れ、売上及び商品管理業務のため、売店スタッフを置く。
２　売店スタッフは、運営チームの承認を経てチームリーダーが任免する。
３　売店スタッフは、有給とする。

（会計管理）
第４条　売店の収支決算は、特別会計とする。
２　売店の経費は、特別会計から支出する。
３　学期末に在庫確認及び売上等の照合作業を行う。
４　余剰金は、本会目的達成のための活動に使用する。

付則
本規程は、令和３年５月〇日から施行する。